

監査公表第2号（令和4年4月8日、県公報第289号登載）

県土整備部及び建築都市部出先機関定期監査結果に基づく措置通知（令和3年度）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した県土整備部及び建築都市部出先機関定期監査の結果（令和4年2月14日3監総第596号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年4月8日

福岡県監査委員	藤山泰三
同	世利洋介
同	森行一
同	大橋克己

3 県土総第 2 2 5 1 号
令和 4 年 3 月 2 3 日

福岡県監査委員	藤	山	泰	三	様
同	世	利	洋	介	様
同	森		行	一	様
同	大	橋	克	己	様

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和 4 年 2 月 14 日 3 監総第 5 9 6 号の監査結果の報告に基づき、別紙のとおり
講じた措置について通知します。

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
県土整備部 那珂県土整備 事務所	<p>用地測量業務委託契約について、過去2年間の履行歴により契約保証金を免除しようとする場合、種類及び規模をほぼ同じくする2件以上の履行歴を確認し免除すべきところ、「規模をほぼ同じくする」とは認められない1件を含む履行歴により免除していた。</p>	<p>本所において、「会計事務の手引き」の契約保証金の該当箇所の写しを職員に配付し、契約保証金を免除できる場合の要件及び関連する事務処理方法について指導した。</p> <p>具体的には、財務規則第170条第4号の規定による契約保証金の免除の際は、契約締結の起案時、工事（業務）歴調書の欄外に、ゴム印「委託契約額 円×20%= 円」を押し、担当者に金額を記入させ、当該契約額の2割以上に相当する金額を確認することとし、決裁時にも上司にこれを再確認させ、再発防止を図ることとした。</p> <p>さらに、年度当初に県土整備部が行っている工事庶務研修で、契約保証金の適正な事務処理方法全般について、周知徹底させ再発防止を図ることとした。</p>

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
<p>県土整備部 福岡県土整備 事務所</p>	<p>公園施設改修工事について、業者の見積りを基に工事費を積算する場合、施工内容や図面、見積額に諸経費を含めるかなどを示した上で、業者から見積りを徴収すべきところ、当該工事のうち「床下カビ除去」工事については、これらを書面で示さないまま見積書を徴収し、内容確認もせず計上していた。</p>	<p>本所において、職員に「施工に係る見積積算について（平成31年3月12日付）」に記載されている見積り徴収の方法を、改めて確認させ、見積り徴収時の決裁様式を改めることとした。</p> <p>具体的には、様式のチェック項目に「施工内容、数量、場所等の依頼内容が客観的に把握できる情報を記載」を追加し、担当者から課長まで、見積り依頼内容（仕様書、図面、数量等）が現場状況に対して適当であるか照合することで、再発防止を徹底することとした。</p> <p>県土整備部としては、適正な見積依頼・徴収方法を明記した「施工に係る見積積算の留意事項について（令和3年8月25日付）」を全ての出先機関へ通知し、指導徹底した。</p> <p>さらに、上記留意事項を、毎年度実施している設計担当者会議の議題とし、特に土木技術職員に対し、改めて認識させた。今後は、工事庶務研修、土木技術委員会等の各研修・会議でも同様に、研修内容及び議題とし、周知徹底することで再発防止を図ることとした。</p>

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
<p>県土整備部 飯塚県土整備 事務所</p>	<p>橋梁下部工事について、業者の見積りを基に工事費を積算する場合、施工内容や図面、見積額に諸経費を含めるかなどを示した上で、業者から見積りを徴収すべきところ、当該工事のうち「伐採・運搬」工事については、これらを書面で示さないまま見積書を徴収し、内容確認もせず計上していた。</p>	<p>本所において、労務費ほか複数の単価で構成される施工単価の見積り徴収の際は、見積り依頼書のほか、材料及び施工内容を示した図面、数量及び仕様がわかる資料を添付させ、上司の確認を受けて依頼することとした。</p> <p>また、業者の見積り受領の際は、担当者から上司まで見積り依頼内容（仕様書、図面、数量等）と見積書を照合させることで、再発防止を徹底することとした。</p> <p>県土整備部としては、適正な見積り依頼・徴収方法を明記した「施工に係る見積り積算の留意事項について（令和3年8月25日付）」を全ての出先機関へ通知し、指導徹底した。</p> <p>さらに、上記留意事項を、毎年度実施している設計担当者会議の議題とし、特に土木技術職員に対し、改めて認識させた。今後は、工事庶務研修、土木技術委員会等の各研修・会議でも同様に、研修内容及び議題とし、周知徹底することで再発防止を図ることとした。</p>

注意事項

対象機関の属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
<p>県土整備部</p>	<p>橋梁詳細設計業務委託契約について、当該契約とは関係のない業務は、別途、新たに契約すべきところ、契約変更で業務を委託していた。</p>	<p>所属長が、職員に対し当初契約内容と関連のない業務は、契約変更で対応することはできず、別途契約しなければならないことを改めて認識させた。</p> <p>県土整備部としても、本件監査結果を「定期監査結果(工事)に係るデータベース」に追記し、出先事務所へ文書通知し、これを活用するよう指導した。</p> <p>さらに、工事庶務研修、設計担当者会議、土木技術委員会等の各研修・会議においても同様に、周知、指導することで再発防止の徹底を図ることとした。</p>